

(保育支援事業実施要領) 新旧比較表

変更箇所	
旧	新
1 趣旨	変更なし
2 対象者	変更なし
3 支給内容 (1) 支援期間 (2) 支援額 ①延長・預かり保育 ②休日保育 休日保育料(おやつ等の付帯経費を除く)の支援額は、1回あたり3,000円を上限とし、 <u>1家庭につき年間10回</u> までを月ごとに支援する。 ③病児・病後児保育 病児・病後児保育料(おやつ等の付帯経費を除く)の支援額は、1回あたり2,000円を上限とし、 <u>1家庭につき年間10回</u> までを月ごとに支援する。	3 (1) 変更なし (2) ①変更なし ②休日保育 休日保育料(おやつ等の付帯経費を除く)の支援額は、1回あたり3,000円を上限とし、 <u>1子につき年間12回</u> までを月ごとに支援する。 ③病児・病後児保育 病児・病後児保育料(おやつ等の付帯経費を除く)の支援額は、1回あたり2,000円を上限とし、 <u>1子につき年間12回</u> までを月ごとに支援する。
4 申請方法	変更なし
5 報告 [延長・預かり保育の支援者のみ]	変更なし
6 留意事項	変更なし
附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。	附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。